環境性能割の概要

〔適用期限〕 ·**令和5年4月1日~令和8年3月31日**

[適用内容] ·上記の期間中に車両を取得した場合に、車両の取得価額に対して環境性能に応じた税率を課税。

1. 乗用車(登録車)

①適用期間: 今和5年4月1日~今和5年12月31日(令和4年4月1日~令和5年3月31日の期間に適用される税率及び適用区分を据え置き)

	国池自動車 ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合) ンディーゼル車(平成21年排出ガス規制適合又は平成30年排出ガス規制適合)※1 インハイブリッド自動車 燃費性能 排出ガス性能 平成17年排出ガス規制75%低減		特例措置の内容			
	21年排出ガス規制適合又は平成30年排出ガス規制適合)※1	自家用 及び 営業用		非語	果税	
	燃費性能	令和12年度燃費基準※2				
	排出ガス性能		60%	65%	75%	85%
ガソリン車・LPG車	平成17年排出ガス規制75%低減 ソリン車-LPG車 マは		2	%	1%	非課税
(ハイブリッド車を含む)	平成30年排出ガス規制50%低減	営業用	1%	0.5%	非認	果税

[・]上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

②適用期間: **令和6年1月1日~令和7年3月31日**

	対象·要件等	自家用•営業用別		特例措置	置の内容	
- 電気自動車 - 燃料電池自動車 - 天然ガス自動車(平成21年 - ブラグインハイブリッド自動	排出ガス規制NO×10%低減又は平成30年排出ガス規制適合) 力車	自家用 及び 営業用		非認	果税	
		令和12年度燃費基準※2※3				
	排出ガス性能		60%	70%	80%	85%
ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	3%	2%	1%	非課税
クリーンディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成21年排出ガス規制適合 又は 平成30年排出ガス規制適合	営業用	1%	0.5%	非記	果税

[・]上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

③適用期間:令和7年4月1日~令和8年3月31日

	対象·要件等	自家用·営業用別	特例措置の内容					
・電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車(平成21年・プラグインハイブリッド自動	自家用 及び 営業用	非課税						
	燃費性能		令和12年度燃費基準※2※3					
	排出ガス性能		70%	75%	80%	85%	90%	95%
ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	3%	2	%	1	%	非課税
クリーンディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成21年排出ガス規制適合 又は 平成30年排出ガス規制適合	営業用	1	%	0.	5%	非記	果税

上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

※1 クリーンディーゼル車については、令和2年度燃費基準達成の車両であって、令和12年度燃費基準60%以上達成車に限り、上記の要件を適用。

※2 軽減対象は、令和2年度燃費基準達成車両に限る。

【令和2年度燃費基準への記	むみ替え】
令和2年度燃費基準	達成
平成22年度燃費基準	150%

※3【令和12年度燃費基準	への読み替え	え】							
令和12年度燃費基準	55%	60%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%
平成22年度燃費基準	119%	130%	141%	151%	162%	173%	184%	194%	205%
令和12年度燃費基準	55%	60%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%
		· · · · · ·	· · · · · ·						
令和2年度燃費基準	80%	87%	94%	102%	109%	116%	123%	130%	138%

2. 乗用車(軽自動車)

①適用期間: 今和5年4月1日~今和5年12月31日(令和3年4月1日~令和5年3月31日の期間に適用される税率及び適用区分を据え置き)

	対象·要件等	自家用•営業用別		特例措置の内容		
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年	排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合)	自家用 及び 営業用	非課税			
	燃費性能		· 準 _{*3}			
	排出ガス性能		55%	60%	75%	
平成17年排出ガス規制75%低減 アパナン車		自家用	2%	1%※2	非課税※2	
(ハイブリッド車を含む)	又は 平成30年排出ガス規制50%低減	***	1%	0.5%*2	1%	
		営業用	1 70	1		

[・]上記の要件に該当しない車両については、2%の税率が適用。

②適用期間: 令和6年1月1日~令和7年3月31日

	料電池自動車 ポガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合)			特例措置の内容		
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年	排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合)	自家用 及び 営業用		非課税		
	燃費性能		令和12年度燃費基準※2※3			
	排出ガス性能		60%	70%	80%	
ア成17年排出ガス規制75%低減 フロ		自家用	2%	1%	非課税	
(ハイブリッド車を含む)	又は 平成30年排出ガス規制50%低減	営業用	1%	0.5%	ラト市木 介元	

[・]上記の要件に該当しない車両については、2%の税率が適用。

③適用期間: 令和7年4月1日~令和8年3月31日

	対象·要件等	自家用·営業用別	特例措置の内容 非課税			
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年	排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合)	自家用 及び 営業用		非課税		
	燃費性能		令和12年度燃費基準※2※3			
	排出ガス性能		70%	75%	80%	
ガソリン車	平成17年排出ガス規制75%低減 又は	自家用	2%	1%	非課税	
(ハイブリッド車を含む)	平成30年排出ガス規制50%低減	営業用	1%	0.5%	チト 語木作元	

[・]上記の要件に該当しない車両については、2%の税率が適用。

3. 軽量車(車両総重量2.5t以下のトラック)

①適用期間: 令和5年4月1日~令和5年12月31日 (令和3年4月1日~令和5年3月31日の期間に適用される税率及び適用区分を据え置き)

	対象·要件等	自家用·営業用別		特例措置の内容	
- 電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車		自家用 及び 営業用		非課税	
燃費性能			平	成27年度燃費基準	* 4
	排出ガス性能		115%	120%	125%
		自家用(登録車)	2%	1%	
ガソリン車	平成17年排出ガス規制75%低減 又は	自家用(軽自動車)	2%	170	非課税
(ハイブリッド車を含む)	マルス	営業用(登録車)	1%	0.5%	みたまれた
		営業用(軽自動車)	1 70	0.5%	

[・]上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。(軽自動車については一律2%が適用される。)

②適用期間: 令和6年1月1日~令和8年3月31日

	対象·要件等	自家用•営業用別		特例措置の内容		
- 電気自動車 ・ 燃料電池自動車 ・ 洗対え自動車 ・ 天然ガス自動車 ・ 天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合) ・ プラグインハイブリッド自動車		自家用 及び 営業用	非課税			
燃費性能			令和4年度燃費基準※5			
	排出ガス性能		95%	達成	105%	
		自家用(登録車)	2%	1%		
ガソリン車	平成17年排出ガス規制75%低減 又は	自家用(軽自動車)	2%	1 70	4F=#127	
(ハイブリッド車を含む)	平成30年排出ガス規制50%低減	営業用(登録車)	1%	0.5%	非課税	
	1 19900 1 191 Ed 2 3 X 195 (1) 100 (1) 125 (1990)	営業用(軽自動車)	1 70	0.5%		

[・]上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。(軽自動車については一律2%が適用される。)

4. 中量車(車両総重量2.5t超3.5t以下のトラック)

①適用期間: 今和5年4月1日~今和5年12月31日(今和3年4月1日~今和5年3月31日の期間に適用される税率及び適用区分を据え置き)

	対象·要件等	自家用·営業用別		特例措	置の内容	
・電気自動車・燃料電池自動車・ ・燃料電池自動車・ ・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NO×10%低減又は平成30年排出ガス規制適合)・ブラグインハイブリッド自動車		自家用 及び 営業用	非課稅			
	燃費性能			平成27年	度燃費基準	
	排出ガス性能		105%	110%	115%	120%
	平成17年排出ガス規制75%低減 又は	自家用	2%	1%	非課税	
ガソリン車	平成30年排出ガス規制50%低減	営業用	1%	0.5%	JF	市木 化
(ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制50%低減 又は	自家用	3%	2%	1%	非課税
	文は 平成30年排出ガス規制25%低減	営業用	2%	1%	0.5%	非統然
	平成21年排出ガス規制NOx·PM+10%低減 又は	自家用	2%	1%	±E	課税
ディーゼル車	平成30年排出ガス規制適合	営業用	1%	0.5%	JF	本1儿
(ハイブリッド車を含む)	平成21年排出ガス規制適合	自家用	3%	2%	1%	非課税
	十成21年採山ガス規制適合	営業用	2%	1%	0.5%	サトi木 代

[・]上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

②適用期間: 令和6年1月1日~令和8年3月31日

	<u>0年1月1日~节和6年3月31日</u>					
	対象·要件等	自家用•営業用別		特例措置の内容	3	
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成214 ・プラグインハイブリッド自	年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合) 動車	自家用 及び 営業用	非課税			
	燃費性能			令和4年度燃費基	準	
	排出ガス性能		95%	達成	105%	
	平成17年排出ガス規制75%低減 又は	自家用	1%	#	課税	
ガソリン車	平成30年排出ガス規制50%低減	営業用	0.5%	JF.	未允	
(ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制50%低減 又は	自家用	2%	1%	非課税	
	平成30年排出ガス規制25%低減	営業用	1%	0.5%	ラトは木打だ	
	平成21年排出ガス規制NOx·PM+10%低減 又は	自家用	1%	dt.	課税	
ディーゼル車	平成30年排出ガス規制適合	営業用	0.5%	JF.	武木 代	
(ハイブリッド車を含む)	平成21年排出ガス規制適合	自家用	2%	1%	非課税	
	〒灰21年新山刀入焼削廻日	営業用	1%	0.5%	タト4木作元	

[・]上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

※4 【平成27年度燃費基準への読み替え】						
平成27年度燃費基準 115% 120% 125%						
平成22年度燃費基準	144%	150%	157%			

※5 【令和4年度燃費基準への読み替え】						
令和4年度燃費基準 95% 達成 105%						
平成22年度燃費基準	147%	155%	163%			

5. 軽量車・中量車(車両総重量3.5t以下のバス)

①適用期間: 今和5年4月1日~今和5年12月31日(令和3年4月1日~令和5年3月31日の期間に適用される税率及び適用区分を据え置き)

〇車両総重量2.5t以下のバス

	対象·要件等	自家用·営業用別	特例措置の内容		
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年 ・プラグインハイブリッド自	:排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合) 動車	自家用 及び 営業用	非課税		
	燃費性能		平成27年度燃費基準※6	令和2年度	医燃費基準※7
	排出ガス性能		115%	達成	105%
ガソリン車	平成17年排出ガス規制75%低減 又は	自家用	2%	1%	非課税
(ハイブリッド車を含む)	平成30年排出ガス規制50%低減	営業用	1%	0.5%	ラトi木 介ズ

[・]上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

〇車両総重量2.5t超3.5t以下のバス

	対象•要件等	自家用·営業用別		特例	措置の内容	<u> </u>	
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成214 ・プラグインハイブリッド自	∓排出ガス規制NO×10%低減又は平成30年排出ガス規制適合) 動車	自家用 及び 営業用	非課税				
•	燃費性能		平成	27年度燃費基	.準	令和2年度	燃費基準
	排出ガス性能		105%	110%	115%	達成	105%
	平成17年排出ガス規制75%低減 又は	自家用	2%	1%		非課税	
ガソリン車	平成30年排出ガス規制50%低減	営業用	1%	0.5%		利氏体が	
(ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制50%低減 又は	自家用	3%	2%	1%	非誤	9 111
	文は 平成30年排出ガス規制25%低減	営業用	2%	1%	0.5%	∌Fā⊅	下打兀
	平成21年排出ガス規制NOx·PM+10%低減 又は	自家用	2%	1%		非課税	
ディーゼル車	平成30年排出ガス規制適合	営業用	1%	0.5%		クト 市木 作元	
(ハイブリッド車を含む)	平成21年排出ガス規制適合	自家用	3%	2%	1%	非誤	9 4 7
	十成21年挤山刀入税制週日	営業用	2%	1%	0.5%	利下 記	K1兀

[・]上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

②適用期間: 令和6年1月1日~令和8年3月31日

対象・要件等					
	対象·要件等		特例措置の内容		
・電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車(平成21年・プラグインハイブリッド自	F排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合) 動車	自家用 及び 営業用		非課税	
	燃費性能		f	和2年度燃費基準	
	排出ガス性能		達成	105%	110%
	平成17年排出ガス規制75%低減 又は	自家用	1%	=	課税
ガソリン車	平成30年排出ガス規制50%低減	営業用	0.5%	JF:	·本1元
(ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制50%低減 又は	自家用	2%	1%	非課税
	平成30年排出ガス規制25%低減	営業用	1%	0.5%	タトは木打九
	平成21年排出ガス規制NOx·PM+10%低減 又は	自家用	1%	 	課税
ディーゼル車	平成30年排出ガス規制適合	営業用	0.5%	3 F1	1本1ル
(ハイブリッド車を含む)	平成21年排出ガス規制適合	自家用	2%	1%	非課税
	一次21年孙山刀入戏削週日	営業用	1%	0.5%	クト 誌本代だ

[・]上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

※6【平成27年度燃費基準への読み替え】

平成27年度燃費基準	115%
平成22年度燃費基準	144%

※7 【令和2年度燃費基準への読み替え】

※/【令和2年度燃資基準への読み省え】				
令和2年度燃費基準	達成	105%		
平成22年度燃費基準	150%	157%		

6. 重量車(車両総重量3.5t超のバス・トラック)

①適用期間: 今和5年4月1日~今和5年12月31日(今和3年4月1日~今和5年3月31日の期間に適用される税率及び適用区分を据え置き)

対象·要件等		自家用•営業用別	特例措置の内容			
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21: ・プラグインハイブリッド自	年排出ガス規制NOx10%低減) 動車	自家用 及び 営業用				
	燃費性能			平成27年度	燃費基準	
	排出ガス性能		達成	105%	110%	115%
ディーゼル車	平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減 又は	自家用	2%	1%	∃⊧≣	果税
(ハイブリッド車を含む)	・ スは 平成28年排出ガス規制適合	営業用	1%	0.5%	⊅ ⊢¤	木化

[・]上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

②適用期間: 令和6年1月1日~令和7年3月31日

対象・要件等		自家用•営業用別	特例措置の内容		
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成212 ・プラグインハイブリッド自	年排出ガス規制NOx10%低減) 動車	自家用 及び 営業用	非課税		
	燃費性能		平	成27年度燃費基達	善
	排出ガス性能		105%	110%	115%
ディーゼル車	平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減 又は	自家用	2%	1%	非課税
(ハイブリッド車を含む)	マ成28年排出ガス規制適合	営業用	1%	0.5%	タト は木 1九

[・]上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

③適用期間: 令和7年4月1日~令和8年3月31日

対象・要件等		自家用•営業用別		特例措置の内容	
- 電気自動車 - 燃料電池自動車 - 紫料電池自動車(平成21年排出ガス規制NO×10%低減) - ブラグインハイブリッド自動車		自家用 及び 営業用	非課税		
	燃費性能		令	和7年度燃費基準	* 8
	排出ガス性能		95%	達成	105%
ディーゼル車	平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減 又は	自家用	2%	1%	非課税
(ハイブリッド車を含む)	平成28年排出ガス規制適合	営業用	1%	0.5%	プト 市木作式

[・]上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

※8【令和7年度燃費基準への読み替え】

令和7年度燃費基準	95%	達成	105%	
平成27年度燃費基準	105%	110%	115%	